## 平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人大山町社会福祉協議会		
監査の種類	社会福祉法人指導監査		
監査実施日	平成30年10月4日		
実地・書面の別	実地		
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課		

## (総評)

・会計面での内部牽制機能が不十分であり改善を図る必要がある。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	評議員、理事及び監事の候補者につい	評議員、理事及び監事の候補者につい
	て、欠格事由に該当しないか、各評議員	て、欠格事由に該当しないか等を確認す
	又は各役員と特殊の関係にないか、暴力	るための評議員候補者確認書及び役員
	団員等の反社会的勢力の者でないかに	候補者確認書を徴し改善を図った。
	ついて、確認を行っていなかった。	
	ついては、評議員、理事及び監事の候	
	補者本人から、履歴書及び誓約書等を事	
	前に徴し、欠格事由に該当しないか、選	
	任の要件に該当するか等の確認を行う	
	こと。	
	(法第40条第1項、第44条第1項によ	
	り準用される第40条第1項、審査基準	
	第3の1 (5)、(6))	
2	平成 29 年度において、会長は、毎会	平成 30 年度については第4回理事会
	計年度に4月を超える間隔で2回以上、	において会長自ら自己の職務の執行状
	自己の職務の執行の状況を理事会に報	況報告を行い改善に努めている。
	告しなければならないにもかかわらず、	
	報告をしていなかった。	
	ついては、定款第 21 条第4項の規定	
	に基づき、会長は、毎会計年度に4月を	
	超える間隔で2回以上、自己の職務の執	
	行の状況を理事会に報告すること。	
	なお、この報告については、法第 45	
	条の14第9項により準用される一般法	
	人法第 98 条に規定する理事会への報告	
	の省略は適用されないので、必ず実際に	
	開催して報告すること。	
	(法第45条の16第3項、定款第21条	
	第4項)	
3	500 万円を超える福祉用品の購入につ	事務専決規程第2条第1項第6号の
	いて会長が専決していた。	会長が専決できる物品納入等契約額に
	ついては、事務専決規程第2条第1項	ついて、今後は業務の実態等にあわせ物
	第6号により、会長が専決できる物品納	品納入等契約額について見直しを図り、
	入等契約額は 500 万円以下と規定され	規程を改正するなどの改善を図る。

ているので、会長が専決できない事項に ついては理事会の決議を得ること。 (法第45条の14第4項、第5項、事務 専決規程第2条第1項第6号) 計算書類の附属明細書について、次の 指摘事項①②③のいずれも会計関係 ような状況が見受けられた。 書類上の入力ミスであり現在は修正し ① 補助金事業等収益明細書の「区分」 改善済みである。 欄を記載しておらず、「交付金額等 合計」の「区分小計」欄が事業活 動計算書の勘定科目の金額と一致 していなかった。また、「交付金額 等合計の拠点区分ごとの内訳」の 「区分小計」欄が拠点区分事業活 動計算書の勘定科目の金額と一致 していなかった。 ② 法人運営・地域福祉事業の引当金 明細書の賞与引当金の期首残高が 貸借対照表と一致していなかっ ③ 生活困窮者自立支援事業拠点区分 のサービス区分間繰入金明細書の 自立相談支援事業から就労準備支 援事業への繰入金額が生活困窮者 自立支援事業資金収支明細書の繰 入金額と異なっていた。 ついては、附属明細書の作成につい て、計算書類との整合性を図ること。 (運用上の取扱い25(1)、(2)、別 紙3 (③)、(⑨)、(1③)) 運用財産積立金外2件の積立計画が不 運用財産積立金等の積立金について 明確であったため平成28年度に文書指 は現在の経営状況を踏まえ適正な積立 摘を行ったところ、「理事会で検討協議を 金積立計画を策定することとする。 行う」との回答があったが、積立計画が いまだに策定されていない状況であっ た。 ついては、各積立金の積立計画(積立 目標額及び積立期間等)を作成し、理事 会で決議を行うこと。 なお、資金管理上の理由等から積立資 産の積立てが必要とされる場合には、そ の名称・目的を明確化した上で積立金を 積み立てずに積立資産を計上できるもの とされているので、念のため申し添える。 (会計省令第6条第3項、運用上の取 扱い19、留意事項19(1)) 全ての会計伝票に会計責任者の承認 経理規程の改正を行い電磁的システ 印又は承認サインを受けていなかった。 ムによる承認を受けるよう改善を図る。 ついては、経理規程第13条第3項に

基づき、会計伝票に会計責任者の承認印 又は承認サインを受けること。

(経理規程第13条第3項)

7 寄附金を受け入れる際には、経理規程 第 24 条の規定により、会計責任者は寄 附者が記入した寄附申込書等に基づき 寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明ら かにして、会長又は会長から権限移譲を 受けた者の承認を受けなければならな いところ、承認を受けていない受け入れ があった。

ついては、 寄附金品を受け入れる場合 には、 経理規程に基づき会長又は会長から権限移譲を受けた者の承認を受ける こと。

なお、本件については、前回も同様の 指摘をしており、必ず改善すること。

(経理規程第24条)

寄附者が記入した寄附申込書等に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにした上で、会長又は会長から権限移譲を受けた者の承認を受けて寄附金を受け入れるよう改善する。